

大分あんしんみまもりネットワーク事業実施要領

(目 的)

第1条 この事業は、認知症等により道に迷うおそれのある高齢者等（以下「認知症高齢者等」という。）が行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期に発見出来るよう関係機関の支援体制を構築し、認知症高齢者等の安全と家族等への支援に資することを目的とする。

(支援体制)

第2条 前条の目的を達成するために、大分市内の別紙に定める関係機関による大分あんしんみまもりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

- 2 ネットワークの代表者は、大分市長と特養協議会の会長とする。
- 3 ネットワークの事務局は、大分市長寿福祉課と大分市特養協議会に置く。

(事 業)

第3条 ネットワークは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 道に迷う可能性の高い高齢者等の把握
- (2) 地域の関係機関による緊急連絡体制及び支援体制の構築
- (3) 認知症高齢者等の行方不明事案発生時の捜査協力
- (4) 身元不明認知症高齢者等の身元確認調査
- (5) 第6条に規定する事前登録制の運用
- (6) 地域における認知症高齢者等とその家族への支援
- (7) 認知症に対する市民の知識啓発に関すること
- (8) 本事業の普及啓発

(対象者)

第4条 ネットワーク登録の対象者は、大分市に住民票があり、市内の自宅に居住している高齢者等のうち、次の各号に掲げるいずれかの理由により道に迷い行方不明になる可能性のある者とする。

- (1) 認知症又はその疑いがあること。
- (2) その他市長が特に認める理由

(警察との連携)

第5条 第3条の事業を円滑に実施するため、ネットワークは警察との連携を図るものとする。

(事前登録制)

第6条 認知症高齢者等の行方不明事案発生時の捜索を希望する者は、大分あんしんみまもりネットワーク登録届（様式第1号）により、ネットワークに届け出るものとする。

- 2 前項の届出があったとき、ネットワークは速やかに、大分あんしんみまもりネ

ネットワーク登録簿（以下「登録簿」という。）（様式第2号）に認知症高齢者等の登録を行うものとする。

（認知症高齢者等個人賠償責任保険事業）

第7条 前条第1項の規定による届出を行う者は、大分市が契約する認知症高齢者等個人賠償責任保険（以下「保険」という。）の加入を併せて行うものとする。

- 2 保険に係る保険料は、市が負担するものとする。
- 3 補償の対象となる事故が発生したときは、被保険者は保険会社が指定する受付窓口へ連絡し、保険会社所定の手続きを行い、保険金を請求するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、保険の補償対象事故、補償範囲その他保険に関する事項は約款等に定めるところによる。

（見守りQRコードシール交付事業）

第8条 ネットワークは、認知症高齢者等が「ひとりでも安心して外出できる環境」を整備することを目的に、第6条の規定による登録を行っている認知症高齢者等から申請を受けたときは、見守りQRコードシールを交付するものとする。

- 2 シールの交付手順、交付方法その他シールの交付に関する事項は「見守りQRコードシールの交付に関する運用指針」に定めるところによる。

（協力依頼）

第9条 ネットワークは、関係機関から第6条に規定する登録を行っている認知症高齢者等の行方不明事案発生の際の連絡があったときは、大分あんしんみまもりネットワーク検索協力依頼書（様式第3号）により認知症高齢者等に関する情報を関係機関に提供して協力を依頼するものとする。

- 2 ネットワークは、第6条に規定する登録を行っていない認知症高齢者等について、関係機関から検索協力の依頼があった場合は、大分あんしんみまもりネットワーク検索依頼書（様式第3号）により関係機関に協力を依頼するものとする。

（保護時の対応）

第10条 ネットワーク登録簿の未登録者の身元不明者を保護した機関（以下「未登録身元不明者保護機関」という。）は、大分あんしんみまもりネットワーク身元不明者確認依頼書（様式第4号）によりネットワークまたは関係機関に情報提供を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、未登録身元不明者保護機関は、身元不明者の生命又は身体の安全の確認を確保するため必要と認めるときは、各関係機関に情報提供を求めることができる。

（登録の変更及び解除）

第11条 第6条の届出を行った者は、事前登録されている内容に変更があったとき及び登録の必要がなくなったときは、大分あんしんみまもりネットワーク変更届書（様式第5号）を速やかにネットワークに届け出るものとする。

(個人情報取扱)

第12条 この事業に係る個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する関係法令を遵守し、プライバシーの保護の観点から特に慎重に取扱うものとし、個人情報の関係機関への提供は、家族の同意に基づくものとする。

2 第5条に基づき、第6条の届出を行った者について、様式第1号、様式第1の1号及び様式第2号の個人情報を警察と共有するものとする。

(事業の所管)

第13条 この事業の所管は、大分市長寿福祉課と大分市特養協議会とする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は代表者が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現にネットワークへの登録を行っている者については、改正後の第4条の規定にかかわらず、登録継続するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領は、令和6年4月以後にネットワークへの登録を行う者について適用し、同月前までに登録を行っている者については、なお従前の例による。